

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 28 年
12月20日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（農村整備課）……………一
 - 保安林予定森林（山口市）（森林整備課）……………二
 - 保安林の指定（森林整備課）……………二
 - 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意（水産振興課）……………三
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除（三件）（砂防課）……………三
 - 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）……………五
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）……………八
 - 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）……………八
- 公告
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）……………一〇
 - 土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……………一〇
 - 平成二十七年山口県歳入歳出諸決算の要領の公表（会計課）……………一一
- 選管告示
 - 海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数……………十七

山口県告示第四百十一号



地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）一の井手地区ゲート製作輸送据付工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入

札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業）一の井手地区ゲート製作輸送据付工事

(一) 工事場所 (左岸) 萩市大字椿字六本松地内
(右岸) 萩市大字椿東字大久保地内

(二) 工事の概要

| 工 種 | 数 量 |
|---------|-----|
| 扉 体 工 | 六門 |
| 既設扉体撤去工 | 六門 |

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十八年十二月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼構造物工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県萩農林事務所 萩市大字江向五三一番地の一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年十二月二十日から平成二十九年一月十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年一月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県萩農林事務所(電話〇八三八―二二―四八〇〇)にすること。

山口県告示第四百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐下字台八、九の一、九の二、字山崎一〇の一、一〇の二、一一、一二、一六の一、一七、字上台二〇三の一、阿東徳佐上字沖田九五、一〇九、一一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。
平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市川上字こうら五九八、五九九、字入道ヶ浴六一三、六一四、字碁盤ヶ岳八六二の一(次の図に示す部分に限る。)、八六二の二、八六二の三、八六二の九、字ゴウラ四二六四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。()

一 保安林の所在場所

長門市三隅中字柳ヶ浴四二七〇、一一八三三、一一八三四、字綱ノ口四二七七、四二七九、字椅子ノ木四二八〇から四二八三まで、四二八五、四二八七、一一八三九、字桜ヶ網代一一三二九、字高砂一一三三二、字屋海一一三五五、一一三四二、字小島一一三四二の一、一一三四二の一九、一一三四二の二八、一一三四二の三二、一一三四二の三三、一一三四二の三九、一一三四二の四一、一一三四二の四三、一一三四二の四四、一一三四二の四九から一一三四二の五一まで、字椅一一三四三、一一三四四、字馬場石一一八二八、字綱ノ口一一八三五、一一八三六、一一八三八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

柳井加入区

山口県告示第四百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

下小鯖(一)(20)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第百三十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

塩田(一)(1)、塩田(一)(2)、島田(一)(1)、立野(一)(1)、三井(一)(1)、三井(一)(2)、室積村(一)(1)、室積村(一)(2)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課

- 井(一)21)、光井(一)22)、光井(一)23)、光井(一)24)、光井(一)25)、光井(一)26)、光井(一)27)、光井(一)28)、光井(一)29)、光井(一)30)、光井(一)31)、光井(一)32)、光井(一)33)、光井(一)34)、光井(一)35)、光井(一)36)、光井(一)37)、光井(一)38)、光井(一)39)、光井(一)40)、光井(一)41)、光井(一)42)、光井(一)43)、光井(一)44)、光井(一)45)、光井(一)46)、光井(一)47)、光井(一)48)、光井(一)49)、光井(一)50)、光井(一)51)、光井(一)52)、光井(一)53)、光井(一)54)、光井(一)55)、光井(一)56)、光井(一)57)、光井(一)58)、光井(一)59)、光井(一)60)、三輪(一)1)、三輪(一)2)、三輪(一)3)、三輪(一)4)、三輪(一)5)、三輪(一)6)、三輪(一)7)、三輪(一)8)、三輪(一)9)、三輪(一)10)、三輪(一)11)、三輪(一)12)、三輪(一)13)、三輪(一)14)、三輪(一)15)、三輪(一)16)、三輪(一)17)、三輪(一)18)、三輪(一)19)、三輪(一)20)、三輪(一)21)、三輪(一)22)、三輪(一)23)、三輪(一)24)、三輪(一)25)、三輪(一)26)、三輪(一)27)、三輪(一)28)、三輪(一)29)、三輪(一)30)、三輪(一)31)、三輪(一)32)、三輪(一)33)、三輪(一)34)、三輪(一)35)、三輪(一)36)、三輪(一)37)、三輪(一)38)、三輪(一)39)、三輪(一)40)、三輪(一)41)、三輪(一)42)、室積大町(一)1)、室積新開(一)1)、室積新開(一)2)、室積新開(一)3)、室積東ノ庄(一)1)、室積東ノ庄(一)2)、室積東ノ庄(一)3)、室積村(一)3)、室積村(一)4)、室積村(一)5)、室積村(一)6)、室積村(一)7)、室積村(一)8)、室積村(一)9)、室積村(一)10)、室積村(一)11)、室積村(一)12)、室積村(一)13)、室積村(一)14)、室積村(一)15)、室積村(一)16)、室積村(一)17)、室積村(一)18)、室積村(一)19)、室積村(一)20)、室積村(一)21)、室積村(一)22)、室積村(一)23)、室積村(一)24)、室積村(一)25)、室積村(一)26)、室積村(一)27)、室積村(一)28)、室積村(一)29)、室積村(一)30)、室積村(一)31)、室積村(一)32)、室積村(一)33)、室積村(一)34)、室積村(一)35)、室積村(一)36)、室積村(一)37)、室積村(一)38)、室積村(一)39)、室積村(一)40)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 浅江(二)1)、浅江(二)2)、浅江(二)3)、浅江(二)4)、浅江(二)5)、浅江(二)6)、浅江(二)7)、浅江(二)8)、浅江(二)9)、浅江(二)10)、浅江(二)11)、岩田(二)1)、岩田(二)2)、岩田(二)3)、岩田(二)4)、岩田(二)5)、岩田(二)6)、岩田(二)7)、岩田(二)8)、岩田(二)9)、岩田立野(二)1)、牛島(二)1)、上島田(二)1)、上島田(二)2)、上島田(二)3)、上島田(二)4)、上島田(二)5)、上島田(二)6)、上島田(二)7)、上島田(二)8)、上島田(二)9)、上島田(二)10)、小周防(二)1)、小周防(二)2)、小周防(二)3)、小周防(二)4)、小周防(二)5)、塩田(二)1)、塩田(二)2)、塩田(二)3)、塩田(二)4)、塩田(二)5)

- (5)、塩田(二)6)、塩田(二)7)、塩田(二)8)、塩田(二)9)、塩田(二)10)、塩田(二)11)、塩田(二)12)、塩田(二)13)、塩田(二)14)、塩田(二)15)、塩田(二)16)、塩田(二)17)、塩田(二)18)、塩田(二)19)、塩田(二)20)、塩田(二)21)、塩田(二)22)、塩田(二)23)、塩田(二)24)、塩田(二)25)、塩田(二)26)、塩田(二)27)、塩田(二)28)、塩田(二)29)、塩田(二)30)、塩田(二)31)、塩田(二)32)、塩田(二)33)、塩田(二)34)、塩田(二)35)、塩田(二)36)、塩田(二)37)、塩田(二)38)、塩田(二)39)、塩田(二)40)、塩田(二)41)、塩田(二)42)、塩田(二)43)、塩田(二)44)、塩田(二)45)、塩田(二)46)、島田(二)1)、島田(二)3)、島田(二)4)、島田(二)5)、島田(二)6)、千坊台(二)1)、千坊台(二)2)、千坊台(二)3)、立野(二)1)、立野(二)2)、立野(二)3)、立野(二)4)、立野(二)5)、立野(二)6)、立野(二)7)、立野(二)8)、立野(二)9)、立野(二)10)、中央(二)1)、束荷(二)1)、束荷(二)2)、束荷(二)3)、束荷(二)4)、束荷(二)5)、束荷(二)6)、束荷(二)7)、束荷(二)8)、束荷(二)9)、束荷(二)10)、束荷(二)11)、束荷(二)12)、束荷(二)13)、束荷(二)14)、束荷(二)15)、束荷(二)16)、束荷(二)17)、束荷(二)18)、束荷(二)19)、束荷(二)20)、束荷(二)21)、束荷(二)22)、束荷(二)23)、束荷(二)24)、束荷(二)25)、束荷(二)26)、束荷(二)27)、束荷(二)28)、中島田(二)1)、中島田(二)2)、中島田(二)3)、中島田(二)4)、三井(二)2)、三井(二)3)、三井(二)4)、三井(二)5)、三井(二)6)、三井(二)7)、三井(二)8)、三井(二)9)、三井(二)10)、三井(二)11)、三井(二)12)、三井(二)13)、三井(二)14)、光井(二)1)、光井(二)2)、光井(二)3)、光井(二)4)、光井(二)5)、光井(二)6)、光井(二)7)、光井(二)8)、光井(二)9)、光井(二)10)、光井(二)11)、光井(二)12)、光井(二)13)、光井(二)14)、光井(二)15)、光井(二)16)、光井(二)17)、光井(二)18)、光井(二)19)、光井(二)20)、光井(二)21)、三輪(二)1)、三輪(二)2)、三輪(二)3)、三輪(二)4)、三輪(二)5)、三輪(二)6)、三輪(二)7)、三輪(二)8)、三輪(二)9)、三輪(二)10)、室積新開(二)1)、室積新開(二)2)、室積神田(二)1)、室積神田(二)2)、室積西ノ庄(二)2)、室積西ノ庄(二)3)、室積東ノ庄(二)1)、室積東ノ庄(二)2)、室積村(二)1)、室積村(二)2)、室積村(二)3)、室積村(二)4)、室積村(二)5)、室積村(二)6)、室積村(二)7)、室積村(二)8)、室積村(二)9)、室積村(二)10)、室積村(二)11)、室積村(二)12)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

下小鯖(一)20

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

久兼(三)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

浅江(一)1、浅江(二)2、浅江(三)3、浅江(四)4、浅江(五)5、浅江(六)6、浅江(七)7、浅江(八)8、浅江(九)9、浅江(十)10、浅江(十一)11、浅江(十二)12、浅江(十三)13、浅江(十四)14、浅江(十五)15、浅江(十六)16、浅江(十七)17、浅江(十八)18、浅江(十九)19、浅江(二十)20、浅江(二十一)21、浅江(二十二)22、浅江(二十三)23、浅江(二十四)24、浅江(二十五)25、浅江(二十六)26、浅江(二十七)27、浅江(二十八)28、浅江(二十九)29、浅江(三十)30、岩狩(一)1、岩狩(二)2、岩田(一)1、岩田(二)2、岩田(三)3、岩田(四)4、岩田(五)5、岩田(六)6、岩田(七)7、岩田(八)8、岩田(九)9、岩田(十)10、岩田(十一)11、岩田(十二)12、岩田(十三)13、岩田(十四)14、岩田(十五)15、岩田(十六)16、岩田(十七)17、岩田(十八)18、岩田(十九)19、岩田(二十)20、岩田(二十一)21、岩田(二十二)22、岩田(二十三)23、岩田(二十四)24、岩田(二十五)25、岩田(二十六)26、岩田(二十七)27、岩田(二十八)28、岩田(二十九)29、岩田(三十)30、岩田(三十一)31、岩田(三十二)32、岩田(三十三)33、岩田(三十四)34、岩田(三十五)35、岩田(三十六)36、岩田(三十七)37、岩田(三十八)38、岩田(三十九)39、岩田(四十)40、岩田(四十一)41、岩田(四十二)42、岩田(四十三)43、岩田(四十四)44、岩田(四十五)45、岩田(四十六)46、岩田(四十七)47、岩田(四十八)48、岩田(四十九)49、岩田(五十)50、岩田(五十一)51、岩田(五十二)52、岩田(五十三)53、岩田(五十四)54、岩田(五十五)55、岩田(五十六)56、岩田(五十七)57、岩田(五十八)58、岩田(五十九)59、岩田(六十)60、岩田(六十一)61、岩田(六十二)62、岩田(六十三)63、岩田(六十四)64、岩田(六十五)65、岩田(六十六)66、岩田(六十七)67、岩田(六十八)68、岩田(六十九)69、岩田(七十)70、岩田(七十一)71、岩田(七十二)72、岩田(七十三)73、岩田(七十四)74、岩田(七十五)75、岩田(七十六)76、岩田(七十七)77、岩田(七十八)78、岩田(七十九)79、岩田(八十)80、岩田(八十一)81、岩田(八十二)82、岩田(八十三)83、岩田(八十四)84、岩田(八十五)85、岩田(八十六)86、岩田(八十七)87、岩田(八十八)88、岩田(八十九)89、岩田(九十)90、岩田(九十一)91、岩田(九十二)92、岩田(九十三)93、岩田(九十四)94、岩田(九十五)95、岩田(九十六)96、岩田(九十七)97、岩田(九十八)98、岩田(九十九)99、岩田(一百)100

(51) 岩田立野(一)1、岩田立野(二)2、牛島(一)1、牛島(二)2、牛島(三)3、牛島(四)4、牛島(五)5、牛島(六)6、上島田(一)1、上島田(二)2、上島田(三)3、上島田(四)4、上島田(五)5、上島田(六)6、上島田(七)7、上島田(八)8、上島田(九)9、上島田(十)10、上島田(十一)11、上島田(十二)12、上島田(十三)13、上島田(十四)14、上島田(十五)15、上島田(十六)16、上島田(十七)17、上島田(十八)18、上島田(十九)19、上島田(二十)20、上島田(二十一)21、上島田(二十二)22、協和町(一)1、小周防(一)1、小周防(二)2、小周防(三)3、小周防(四)4、小周防(五)5、小周防(六)6、小周防(七)7、小周防(八)8、小周防(九)9、小周防(十)10、小周防(十一)11、小周防(十二)12、小周防(十三)13、小周防(十四)14、小周防(十五)15、小周防(十六)16、小周防(十七)17、小周防(十八)18、小周防(十九)19、小周防(二十)20、小周防(二十一)21、小周防(二十二)22、小周防(二十三)23、小周防(二十四)24、小周防(二十五)25、小周防(二十六)26、小周防(二十七)27、小周防(二十八)28、小周防(二十九)29、小周防(三十)30、小周防(三十一)31、小周防(三十二)32、小周防(三十三)33、小周防(三十四)34、塩田(一)1、塩田(二)2、塩田(三)3、塩田(四)4、塩田(五)5、塩田(六)6、塩田(七)7、塩田(八)8、塩田(九)9、塩田(十)10、塩田(十一)11、塩田(十二)12、塩田(十三)13、塩田(十四)14、塩田(十五)15、塩田(十六)16、塩田(十七)17、塩田(十八)18、塩田(十九)19、塩田(二十)20、塩田(二十一)21、塩田(二十二)22、塩田(二十三)23、塩田(二十四)24、塩田(二十五)25、塩田(二十六)26、塩田(二十七)27、塩田(二十八)28、塩田(二十九)29、塩田(三十)30、塩田(三十一)31、塩田(三十二)32、塩田(三十三)33、塩田(三十四)34、塩田(三十五)35、塩田(三十六)36、塩田(三十七)37、塩田(三十八)38、塩田(三十九)39、塩田(四十)40、塩田(四十一)41、塩田(四十二)42、塩田(四十三)43、塩田(四十四)44、塩田(四十五)45、塩田(四十六)46、塩田(四十七)47、塩田(四十八)48、塩田(四十九)49、塩田(五十)50、塩田(五十一)51、塩田(五十二)52、塩田(五十三)53、塩田(五十四)54、塩田(五十五)55、塩田(五十六)56、塩田(五十七)57、塩田(五十八)58、塩田(五十九)59、塩田(六十)60、塩田(六十一)61、塩田(六十二)62、塩田(六十三)63、塩田(六十四)64、塩田(六十五)65、塩田(六十六)66、塩田(六十七)67、塩田(六十八)68、塩田(六十九)69、塩田(七十)70、塩田(七十一)71、塩田(七十二)72、塩田(七十三)73、塩田(七十四)74、塩田(七十五)75、塩田(七十六)76、塩田(七十七)77、塩田(七十八)78、塩田(七十九)79、塩田(八十)80、塩田(八十一)81、塩田(八十二)82、塩田(八十三)83、塩田(八十四)84、塩田(八十五)85、塩田(八十六)86、塩田(八十七)87、塩田(八十八)88、塩田(八十九)89、塩田(九十)90、塩田(九十一)91、塩田(九十二)92、塩田(九十三)93、塩田(九十四)94、塩田(九十五)95、塩田(九十六)96、塩田(九十七)97、塩田(九十八)98、塩田(九十九)99、塩田(一百)100

- 田(一)(3)、中島田(一)(4)、中島田(一)(5)、中島田(一)(6)、中島田(一)(7)、中島田(一)(8)、中島田(一)(9)、中島田(一)(10)、中島田(一)(11)、虹ヶ丘(一)(1)、虹ヶ丘(一)(2)、虹ヶ丘(一)(3)、花園(一)(1)、花園(一)(2)、花園(一)(3)、丸山町(一)(1)、丸山町(一)(2)、丸山町(一)(3)、丸山町(一)(4)、三井(一)(1)、三井(一)(2)、三井(一)(3)、三井(一)(4)、三井(一)(5)、三井(一)(6)、三井(一)(7)、三井(一)(8)、三井(一)(9)、三井(一)(10)、三井(一)(11)、三井(一)(12)、三井(一)(13)、三井(一)(14)、三井(一)(15)、三井(一)(16)、三井(一)(17)、三井(一)(18)、三井(一)(19)、三井(一)(20)、三井(一)(21)、三井(一)(22)、三井(一)(23)、三井(一)(24)、三井(一)(25)、三井(一)(26)、三井(一)(27)、三井(一)(28)、三井(一)(29)、三井(一)(30)、三井(一)(31)、三井(一)(32)、三井(一)(33)、三井(一)(34)、三井(一)(35)、三井(一)(36)、三井(一)(37)、三井(一)(39)、三井(一)(40)、三井(一)(41)、三井(一)(42)、三井(一)(43)、三井(一)(44)、三井(一)(45)、三井(一)(46)、三井(一)(47)、三井(一)(48)、三井(一)(49)、三井(一)(50)、光井(一)(1)、光井(一)(2)、光井(一)(3)、光井(一)(4)、光井(一)(5)、光井(一)(6)、光井(一)(7)、光井(一)(8)、光井(一)(9)、光井(一)(10)、光井(一)(11)、光井(一)(12)、光井(一)(13)、光井(一)(14)、光井(一)(15)、光井(一)(16)、光井(一)(17)、光井(一)(18)、光井(一)(19)、光井(一)(20)、光井(一)(21)、光井(一)(22)、光井(一)(23)、光井(一)(24)、光井(一)(25)、光井(一)(26)、光井(一)(27)、光井(一)(28)、光井(一)(29)、光井(一)(30)、光井(一)(31)、光井(一)(32)、光井(一)(33)、光井(一)(34)、光井(一)(35)、光井(一)(36)、光井(一)(37)、光井(一)(38)、光井(一)(39)、光井(一)(40)、光井(一)(41)、光井(一)(42)、光井(一)(43)、光井(一)(44)、光井(一)(45)、光井(一)(46)、光井(一)(47)、光井(一)(48)、光井(一)(49)、光井(一)(50)、光井(一)(51)、光井(一)(52)、光井(一)(53)、光井(一)(54)、光井(一)(55)、光井(一)(56)、光井(一)(57)、光井(一)(58)、光井(一)(59)、光井(一)(60)、光井(一)(61)、光井(一)(62)、光井(一)(63)、三輪(一)(1)、三輪(一)(2)、三輪(一)(3)、三輪(一)(4)、三輪(一)(5)、三輪(一)(6)、三輪(一)(7)、三輪(一)(8)、三輪(一)(9)、三輪(一)(10)、三輪(一)(11)、三輪(一)(12)、三輪(一)(13)、三輪(一)(14)、三輪(一)(15)、三輪(一)(16)、三輪(一)(17)、三輪(一)(18)、三輪(一)(19)、三輪(一)(20)、三輪(一)(21)、三輪(一)(22)、三輪(一)(23)、三輪(一)(24)、三輪(一)(25)、三輪(一)(26)、三輪(一)(27)、三輪(一)(28)、三輪(一)(29)、三輪(一)(30)、三輪(一)(31)、三輪(一)(32)、三輪(一)(33)、三輪(一)(34)、三輪(一)(35)、三輪(一)(36)、三輪(一)(37)、三輪(一)(38)、三輪(一)(39)、三輪(一)(40)、三輪(一)(41)、三輪(一)(42)、三輪(一)(43)、三輪(一)(44)、三輪(一)(45)、三輪(一)(46)、三輪(一)(47)、室積大町(一)(1)、室積新開(一)(1)、室積新開(一)(2)、室積新開(一)(3)、室積東ノ庄(一)(1)、室積東ノ庄(一)(2)、室積東ノ庄(一)(3)、室積村(一)(1)、室積村(一)(2)、室積村(一)(3)、室積村(一)(4)、室積村(一)(5)、室積村(一)(6)、室積村(一)(7)、室積村(一)(8)、室積村(一)(9)、室積村(一)(10)、室積村(一)(11)、室積村(一)(12)、室積村(一)(13)、室積村(一)(14)、室積村(一)(15)、室積村(一)(16)、室積村(一)(17)、室積村(一)(18)、室積村(一)(19)、室積村(一)(20)、室積村(一)(21)、室積村(一)(22)、室積村(一)(23)、室積村(一)(24)、室積村(一)(25)、室積村(一)(26)、室積村(一)(27)、室積村(一)(28)、室積村(一)(29)、室積村(一)(30)、室積村(一)(31)、室積村(一)(32)、室積村(一)(33)、室積村(一)(34)、室積村(一)(35)、室積村(一)(36)、室積村(一)(37)、室積村(一)(38)、室積村(一)(39)、室積村(一)(40)、室積村(一)(41)、室積村(一)(42)

二 区域の範囲

次の図のとおり
 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 浅江(一)(1)、浅江(一)(2)、浅江(一)(3)、浅江(一)(4)、浅江(一)(5)、浅江(一)(6)、浅江(一)(7)、浅江(一)(8)、浅江(一)(9)、浅江(一)(10)、浅江(一)(11)、岩田(一)(1)、岩田(一)(2)、岩田(一)(3)、岩田(一)(4)、岩田(一)(5)、岩田(一)(6)、岩田(一)(7)、岩田(一)(8)、岩田(一)(9)、岩田(一)(10)、岩田(一)(11)、牛島(一)(1)、牛島(一)(2)、牛島(一)(3)、牛島(一)(4)、牛島(一)(5)、上島田(一)(1)、上島田(一)(2)、上島田(一)(3)、上島田(一)(4)、上島田(一)(5)、上島田(一)(6)、上島田(一)(7)、上島田(一)(8)、上島田(一)(9)、上島田(一)(10)、小周防(一)(1)、小周防(一)(2)、小周防(一)(3)、小周防(一)(4)、小周防(一)(5)、塩田(一)(1)、塩田(一)(2)、塩田(一)(3)、塩田(一)(4)、塩田(一)(5)、塩田(一)(6)、塩田(一)(7)、塩田(一)(8)、塩田(一)(9)、塩田(一)(10)、塩田(一)(11)、塩田(一)(12)、塩田(一)(13)、塩田(一)(14)、塩田(一)(15)、塩田(一)(16)、塩田(一)(17)、塩田(一)(18)、塩田(一)(19)、塩田(一)(20)、塩田(一)(21)、塩田(一)(22)、塩田(一)(23)、塩田(一)(24)、塩田(一)(25)、塩田(一)(26)、塩田(一)(27)、塩田(一)(28)、塩田(一)(29)、塩田(一)(30)、塩田(一)(31)、塩田(一)(32)、塩田(一)(33)、塩田(一)(34)、塩田(一)(35)、塩田(一)(36)、塩田(一)(37)、塩田(一)(38)、塩田(一)(39)、塩田(一)(40)、塩田(一)(41)、塩田(一)(42)、塩田(一)(43)、塩田(一)(44)、塩田(一)(45)、塩田(一)(46)、島田(一)(1)、島田(一)(2)、島田(一)(3)、島田(一)(4)、島田(一)(5)、島田(一)(6)、千坊台(一)(1)、千坊台(一)(2)、千坊台(一)(3)、立野(一)(1)、立野(一)(2)、立野(一)(3)、立野(一)(4)、立野(一)(5)、立野(一)(6)、立野(一)(7)、立野(一)(8)、立野(一)(9)、立野(一)(10)、中央(一)(1)、東荷(一)(1)、東荷(一)(2)、東荷(一)(3)、東荷(一)(4)、東荷(一)(5)、東荷(一)(6)、東荷(一)(7)、東荷(一)(8)、東荷(一)(9)、東荷(一)(10)、東荷(一)(11)、東荷(一)(12)、東荷(一)(13)、東荷(一)(14)、東荷(一)(15)、東荷(一)(16)、東荷(一)(17)、東荷(一)(18)、東荷(一)(19)、東荷(一)(20)、東荷(一)(21)、東荷(一)(22)、東荷(一)(23)、東荷(一)(24)、東荷(一)(25)、東荷(一)(26)、東荷(一)(27)、東荷(一)(28)、中島田(一)(1)、中島田(一)(2)、中島田(一)(3)、中島田(一)(4)、三井(一)(1)、三井(一)(2)、三井(一)(3)、三井(一)(4)、三井(一)(5)、三井(一)(6)、三井(一)(7)、三井(一)(8)、三井(一)(9)、三井(一)(10)、三井(一)(11)、三井(一)(12)、三井(一)(13)、三井(一)(14)、光井(一)(1)、光井(一)(2)、光井(一)(3)、光井(一)(4)、光井(一)(5)、光井(一)(6)、光井(一)(7)、光井(一)(8)、光井(一)(9)、光井(一)(10)、光井(一)(11)、光井(一)(12)、光井(一)(13)、光井(一)(14)、光井(一)(15)、光井(一)(16)、光井(一)(17)、光井(一)(18)、光井(一)(19)、光井(一)(20)、光井(一)(21)、三輪(一)(1)、三輪(一)(2)、三輪(一)(3)、三輪(一)(4)、三輪(一)(5)、三輪(一)(6)、三輪(一)(7)、三輪(一)(8)、三輪(一)(9)、三輪(一)(10)、室積新開(一)(1)、室積新開(一)(2)、室積神田(一)(1)、室積神田(一)(2)、室積西ノ庄(一)(1)、

- 室積西ノ庄(2)、室積西ノ庄(3)、室積東ノ庄(1)、室積東ノ庄(2)、室積村(1)、室積村(2)、室積村(3)、室積村(4)、室積村(5)、室積村(6)、室積村(7)、室積村(8)、室積村(9)、室積村(10)、室積村(11)、室積村(12)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第四百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十三年山口県告示第百三十九号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

下小鯖(20)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第四百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

下小鯖(20)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市建設部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。〕

一 区域の名称

- 浅江(1)、浅江(2)、浅江(3)、浅江(4)、浅江(5)、浅江(6)、浅江(7)、浅江(8)、浅江(9)、浅江(10)、浅江(11)、浅江(12)、浅江(13)、浅江(14)、浅江(15)、浅江(16)、浅江(17)、浅江(18)、浅江(19)、浅江(20)、浅江(21)、浅江(22)、浅江(23)、浅江(24)、浅江(25)、浅江(26)、浅江(27)、浅江(28)、浅江(29)、浅江(30)、岩狩(1)、岩狩(2)、岩田(1)、岩田(2)、岩田(3)、岩田(4)、岩田(5)、岩田(6)、岩田(7)、岩田(8)、岩田(9)、岩田(10)、岩田(11)、岩田(12)、岩田(13)、岩田(14)、岩田(15)、岩田(16)、岩田(17)、岩田(18)、岩田(19)、岩田(20)、岩田(21)、岩田(22)、岩田(23)、岩田(24)、岩田(25)、岩田(26)、岩田(27)、岩田(28)、岩田(29)、岩田(30)、岩田(31)、岩田(32)、岩田(33)、岩田(34)、岩田(35)、岩田(36)、岩田(37)、岩田(38)、岩田(39)、岩田(40)、岩田(41)、岩田(42)、岩田(43)、岩田(44)、岩田(45)、岩田(46)、岩田(47)、岩田(48)、岩田(49)、岩田(50)、岩田(51)、岩田立野(1)、岩田立野(2)、牛島(1)、牛島(2)、牛島(3)、牛島(4)、牛島(5)、牛島(6)、上島田(1)、上島田(2)、上島田(3)、上島田(4)、上島田(5)、上島田(6)、上島田(7)、上島田(8)、上島田(9)、上島田(10)、上島田(11)、上島田(12)、上島田(13)、上島田(14)、上島田(15)、上島田(16)、上島田(17)、上島田(18)、上島田(20)、上島田(21)、上島田(22)、協和町(1)、小周防(1)、小周防(2)、小周防(3)、小周防(4)、小周防(5)、小周防(6)、小周防(7)、小周防(8)、小周防(9)、小周防(10)、小周防(11)、小周防(12)、小周防(13)、小周防(14)、小周防(15)、小周防(16)、小周防(17)、小周防(18)、小周防(19)、小周防(20)、小周防(21)、

- 小周防(→)22、小周防(→)23、小周防(→)24、小周防(→)25、小周防(→)26、小周防(→)27、小周防(→)28、小周防(→)29、小周防(→)30、小周防(→)31、小周防(→)32、小周防(→)33、小周防(→)34、塩田(→)1、塩田(→)3、塩田(→)4、塩田(→)5、塩田(→)6、塩田(→)7、塩田(→)8、塩田(→)9、塩田(→)10、塩田(→)11、塩田(→)12、塩田(→)13、塩田(→)14、塩田(→)15、塩田(→)16、塩田(→)17、塩田(→)18、塩田(→)19、塩田(→)20、塩田(→)21、塩田(→)22、塩田(→)23、塩田(→)24、塩田(→)25、塩田(→)26、塩田(→)27、塩田(→)28、塩田(→)29、塩田(→)30、塩田(→)31、塩田(→)32、塩田(→)33、塩田(→)34、塩田(→)35、塩田(→)36、塩田(→)37、塩田(→)38、塩田(→)39、塩田(→)40、塩田(→)41、塩田(→)42、塩田(→)43、塩田(→)44、塩田(→)45、塩田(→)46、塩田(→)47、塩田(→)48、塩田(→)49、塩田(→)50、塩田(→)51、塩田(→)52、塩田(→)53、塩田(→)54、塩田(→)55、塩田(→)56、塩田(→)57、塩田(→)58、島田(→)1、島田(→)2、島田(→)3、島田(→)4、島田(→)5、島田(→)6、島田(→)7、島田(→)8、島田(→)9、島田(→)10、島田(→)11、島田(→)12、島田(→)13、島田(→)14、島田(→)15、島田(→)16、島田(→)17、島田(→)18、島田(→)19、千坊台(→)1、千坊台(→)2、千坊台(→)3、千坊台(→)4、千坊台(→)5、宝町(→)1、立野(→)1、立野(→)2、立野(→)3、立野(→)4、立野(→)5、立野(→)6、立野(→)7、立野(→)8、立野(→)9、立野(→)10、立野(→)11、立野(→)12、立野(→)13、立野(→)14、立野(→)15、立野(→)16、立野(→)17、立野(→)18、立野(→)19、立野(→)20、立野(→)21、立野(→)22、立野(→)23、立野(→)24、立野(→)25、立野(→)27、立野(→)28、立野(→)29、立野(→)30、中央(→)1、中央(→)2、中央(→)3、中央(→)4、中央(→)5、中央(→)6、中央(→)7、中央(→)8、東荷(→)1、東荷(→)2、東荷(→)3、東荷(→)4、東荷(→)5、東荷(→)6、東荷(→)7、東荷(→)8、東荷(→)9、東荷(→)10、東荷(→)11、東荷(→)12、東荷(→)13、東荷(→)14、東荷(→)15、東荷(→)16、東荷(→)17、東荷(→)18、東荷(→)19、東荷(→)20、東荷(→)21、東荷(→)22、東荷(→)23、東荷(→)24、東荷(→)25、東荷(→)26、東荷(→)27、東荷(→)28、東荷(→)29、東荷(→)30、東荷(→)31、東荷(→)33、東荷(→)34、東荷(→)35、東荷(→)36、東荷(→)37、東荷(→)38、東荷(→)39、東荷(→)40、東荷(→)41、東荷(→)42、東荷(→)43、東荷(→)44、東荷(→)45、東荷(→)46、東荷(→)47、東荷(→)48、東荷(→)49、東荷(→)50、東荷(→)51、東荷(→)52、東荷(→)53、東荷(→)54、東荷(→)55、東荷(→)56、中島田(→)1、中島田(→)2、中島田(→)3、中島田(→)4、中島田(→)5、中島田(→)6、中島田(→)7、中島田(→)8、中島田(→)9、中島田(→)10、中島田(→)11、虹ヶ丘(→)1、虹ヶ丘(→)2、花園(→)1、花園(→)2、花園(→)3、丸山町(→)1、丸山町(→)2、丸山町(→)3、三井(→)1、三井(→)2、三井(→)3、三井(→)4、三井(→)5、三井(→)6、三井(→)7、三井(→)8、三井(→)9、三井(→)10、三井(→)11、三井(→)12、三井(→)13、三井(→)14、三井(→)15、三井(→)16、三井(→)17、三井(→)18、三井(→)19、三井(→)20、三井(→)21、三井(→)22、三井(→)23、三井(→)24、三井(→)25、三井(→)26、三井(→)27、三井(→)28、三井(→)29、三井(→)30、三井(→)31、三井(→)32、三井(→)33、三井(→)34、三井(→)35、三井(→)36、三井(→)37、三井(→)38、三井(→)39、三井(→)40、三井(→)41、三井(→)42、三井(→)43、三井(→)44、三井(→)45、三井(→)46、三井(→)47、三井(→)48、三井(→)49、三井(→)50、光井(→)1、光井(→)2、光井(→)3、光井(→)4、光井(→)6、光井(→)7、光井(→)8、光井(→)9、光井(→)10、光井(→)11、光井(→)12、光井(→)13、光井(→)14、光井(→)15、光井(→)16、光井(→)17、光井(→)18、光井(→)19、光井(→)20、光井(→)21、光井(→)22、光井(→)23、光井(→)24、光井(→)25、光井(→)27、光井(→)28、光井(→)29、光井(→)30、光井(→)31、光井(→)32、光井(→)33、光井(→)34、光井(→)35、光井(→)51、光井(→)52、光井(→)53、光井(→)54、光井(→)55、光井(→)56、光井(→)57、光井(→)58、光井(→)61、光井(→)63、光井(→)66、光井(→)67、光井(→)68、光井(→)69、光井(→)70、光井(→)71、光井(→)72、光井(→)73、光井(→)74、光井(→)75、光井(→)76、光井(→)77、光井(→)78、光井(→)79、光井(→)80、光井(→)81、光井(→)82、光井(→)83、光井(→)84、光井(→)85、光井(→)86、光井(→)87、光井(→)88、光井(→)89、光井(→)90、光井(→)91、光井(→)92、光井(→)93、光井(→)94、光井(→)95、光井(→)96、光井(→)97、光井(→)98、光井(→)99、光井(→)100、三輪(→)1、三輪(→)2、三輪(→)3、三輪(→)4、三輪(→)5、三輪(→)6、三輪(→)7、三輪(→)8、三輪(→)9、三輪(→)10、三輪(→)11、三輪(→)12、三輪(→)13、三輪(→)14、三輪(→)15、三輪(→)16、三輪(→)17、三輪(→)18、三輪(→)19、三輪(→)20、三輪(→)21、三輪(→)22、三輪(→)23、三輪(→)24、三輪(→)25、三輪(→)26、三輪(→)27、三輪(→)28、三輪(→)29、三輪(→)30、三輪(→)31、三輪(→)32、三輪(→)33、三輪(→)34、三輪(→)35、三輪(→)36、三輪(→)37、三輪(→)38、三輪(→)39、三輪(→)40、三輪(→)41、三輪(→)42、三輪(→)43、三輪(→)44、三輪(→)45、三輪(→)46、三輪(→)47、三輪(→)48、三輪(→)49、三輪(→)50、三輪(→)51、三輪(→)52、三輪(→)53、三輪(→)54、三輪(→)55、三輪(→)56、三輪(→)57、三輪(→)58、三輪(→)59、三輪(→)60、三輪(→)61、三輪(→)62、三輪(→)63、三輪(→)64、三輪(→)65、三輪(→)66、三輪(→)67、三輪(→)68、三輪(→)69、三輪(→)70、三輪(→)71、三輪(→)72、三輪(→)73、三輪(→)74、三輪(→)75、三輪(→)76、三輪(→)77、三輪(→)78、三輪(→)79、三輪(→)80、三輪(→)81、三輪(→)82、三輪(→)83、三輪(→)84、三輪(→)85、三輪(→)86、三輪(→)87、三輪(→)88、三輪(→)89、三輪(→)90、三輪(→)91、三輪(→)92、三輪(→)93、三輪(→)94、三輪(→)95、三輪(→)96、三輪(→)97、三輪(→)98、三輪(→)99、三輪(→)100、室積村(→)1、室積村(→)2、室積村(→)3、室積村(→)4、室積村(→)5、室積村(→)6、室積村(→)7、室積村(→)8、室積村(→)9、室積村(→)10、室積村(→)11、室積村(→)12、室積村(→)13、室積村(→)14、室積村(→)15、室積村(→)16、室積村(→)17、室積村(→)18、室積村(→)19、室積村(→)20、室積村(→)21、室積村(→)22、室積村(→)23、室積村(→)24、室積村(→)25、室積村(→)26、室積村(→)27、室積村(→)28、室積村(→)29、室積村(→)30、室積村(→)31、室積村(→)32、室積村(→)33、室積村(→)34、室積村(→)35、室積村(→)36、室積村(→)37、室積村(→)38、室積村(→)39、室積村(→)40、室積村(→)41、室積村(→)42

- 一 区域の名称
 - 二 区域の範囲
 - 次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
 - 次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び光市建設部監理課に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十三年六月二十七日

- 一 事業の名称
県営阿武地区中山間地域総合整備事業
- 二 事業の種類
農道の整備
- 三 工事完了の時期
平成二十六年十二月二十二日

- 一 事業の名称
県営阿武地区中山間地域総合整備事業
- 二 事業の種類
ため池の整備
- 三 工事完了の時期
平成二十七年三月二十七日

- 一 事業の名称
県営阿武地区中山間地域総合整備事業
- 二 事業の種類
客土
- 三 工事完了の時期
平成二十四年三月二十三日

(五〇四) 平成二十七年山口県歳入歳出諸決算の要領の公表
平成二十八年十一月山口県議会定例会で認定された平成二十七年山口県歳入歳出諸
決算の要領は、次のとおりです。
平成二十八年十二月二十日

山口県知事 村岡 政
平成27年度山口県一般会計歳入歳出決算

歳 入

| | | |
|----|-------------|-----------------|
| 1 | 県 税 | 176,787,734,653 |
| 1 | 県 民 税 | 53,773,999,786 |
| 2 | 事 業 税 | 31,255,679,236 |
| 3 | 地 方 消 費 税 | 54,057,183,101 |
| 4 | 不 動 産 取 得 税 | 2,722,565,003 |
| 5 | 県 た ば こ 税 | 1,579,786,407 |
| 6 | ゴルフ場利用税 | 533,995,925 |
| 7 | 自動車取得税 | 1,517,980,200 |
| 8 | 軽油引取税 | 13,267,431,276 |
| 9 | 自動車税 | 17,818,640,106 |
| 10 | 飲 区 税 | 7,741,800 |
| 16 | 狩 猟 税 | 17,895,200 |
| 17 | 産業廃棄物税 | 234,836,613 |
| 2 | 地方消費税清算金 | 52,303,647,814 |
| 1 | 地方消費税清算金 | 52,303,647,814 |
| 3 | 地 方 譲 与 税 | 26,319,094,129 |
| 1 | 地方法人特別譲与税 | 23,085,670,000 |
| 2 | 地方揮発油譲与税 | 3,042,802,000 |
| 3 | 石油ガス譲与税 | 159,084,000 |
| 4 | 地方道路譲与税 | 129 |
| 5 | 航空機燃料譲与税 | 31,538,000 |
| 4 | 地方特例交付金 | 453,047,000 |
| 1 | 地方特例交付金 | 453,047,000 |
| 5 | 地 方 交 付 税 | 170,846,229,000 |
| 1 | 地 方 交 付 税 | 170,846,229,000 |
| 6 | 交通安全対策特別交付金 | 442,792,000 |
| 1 | 交通安全対策特別交付金 | 442,792,000 |
| 7 | 分担金及び負担金 | 3,730,668,015 |
| 1 | 分 担 金 | 184,889,649 |
| 2 | 負 担 金 | 3,545,778,366 |
| 8 | 使用料及び手数料 | 9,186,272,153 |
| 1 | 使 用 料 | 6,940,562,780 |

| | | 平成28年12月20日 火曜日 | |
|----|--------------|-----------------|---|
| | | 千 | 円 |
| 2 | 手数料 | 2,245,709,373 | |
| 9 | 国庫支出金 | 83,424,462,402 | |
| 1 | 国庫負担金 | 35,651,862,541 | |
| 2 | 国庫補助金 | 45,894,646,450 | |
| 3 | 委託託金 | 1,877,953,411 | |
| 10 | 財産収入 | 2,917,708,705 | |
| 1 | 財産運用収入 | 2,099,750,650 | |
| 2 | 財産売却収入 | 817,958,055 | |
| 11 | 寄付入金 | 16,342,960 | |
| 1 | 寄付入金 | 16,342,960 | |
| 12 | 繰入金 | 18,296,121,137 | |
| 1 | 特別会計繰入金 | 8,047,623,578 | |
| 2 | 基金繰入金 | 10,248,497,559 | |
| 13 | 繰越金 | 13,863,362,281 | |
| 1 | 繰越金 | 13,863,362,281 | |
| 14 | 諸収入 | 51,299,619,189 | |
| 1 | 貸付金元利収入 | 47,074,778,528 | |
| 2 | 受託事業収入 | 1,013,266,435 | |
| 3 | 延滞金、加算金及び過料等 | 261,709,626 | |
| 4 | 預金利子 | 4,226,881 | |
| 5 | 利子割精算金収入 | 7,968,531 | |
| 6 | 雑収入 | 2,937,669,188 | |
| 15 | 県債 | 91,683,500,000 | |
| 1 | 県債 | 91,683,500,000 | |
| | 歳入合計 | 701,570,601,438 | |
| | 歳出 | | |
| 1 | 議会費 | 1,419,407,364 | 円 |
| 1 | 議会費 | 1,419,407,364 | |
| 2 | 総務費 | 33,409,709,692 | |
| 1 | 総務管理費 | 16,085,043,398 | |
| 2 | 企画調整費 | 6,690,759,297 | |
| 3 | 徴税費 | 5,987,965,425 | |
| 4 | 市町村振興費 | 1,321,915,840 | |
| 5 | 選挙費 | 493,271,587 | |
| 6 | 防災費 | 1,506,193,843 | |
| 7 | 統計調査費 | 1,004,953,514 | |
| 8 | 人事委員会費 | 126,075,947 | |
| 9 | 監査委員費 | 193,530,841 | |
| 3 | 民生費 | 86,661,763,325 | |
| 1 | 社会福祉費 | 70,144,921,499 | |
| 4 | 児童福祉費 | 15,352,352,168 | |
| 7 | 生活保護費 | 1,149,307,992 | |
| 8 | 災害救助費 | 15,181,666 | |
| 4 | 衛生費 | 22,523,520,918 | |
| 1 | 公衆衛生費 | 6,741,729,244 | |
| 4 | 環境衛生費 | 3,525,949,782 | |
| 7 | 保健所費 | 2,193,652,312 | |
| 8 | 医薬費 | 8,282,235,019 | |
| 10 | 病院費 | 1,779,954,561 | |
| 5 | 労働費 | 2,867,701,756 | |
| 1 | 労働政費 | 958,895,984 | |
| 2 | 職業能力開発費 | 1,071,217,748 | |
| 3 | 失業対策費 | 727,467,519 | |
| 4 | 労働委員会費 | 110,120,505 | |
| 6 | 農林水産業費 | 32,990,461,060 | |
| 1 | 農業費 | 8,488,661,909 | |
| 2 | 畜産業費 | 442,101,362 | |
| 3 | 農地費 | 10,677,190,104 | |
| 4 | 林地費 | 7,533,007,260 | |
| 5 | 水産業費 | 5,849,500,425 | |
| 7 | 商工業費 | 50,084,647,309 | |
| 1 | 商業費 | 2,276,289,498 | |
| 2 | 工業費 | 47,353,760,603 | |
| 3 | 観光費 | 454,597,208 | |
| 8 | 土木費 | 77,842,848,912 | |
| 1 | 管路費 | 7,053,540,405 | |
| 2 | 道路橋りょう費 | 32,237,583,313 | |

| | | |
|----|-------------|-----------------|
| 3 | 河川海岸費 | 22,699,920.847 |
| 4 | 港湾費 | 7,442,605.850 |
| 5 | 都市計画費 | 4,942,697.360 |
| 6 | 住宅費 | 3,466,501.137 |
| 9 | 警察費 | 37,513,913.727 |
| 1 | 警察管理費 | 34,918,129.703 |
| 2 | 警察活動費 | 2,595,784.024 |
| 10 | 教育費 | 144,595,554.709 |
| 1 | 教育総務費 | 18,657,359.812 |
| 2 | 小学校費 | 43,075,569.585 |
| 3 | 中学校費 | 27,499,510.335 |
| 4 | 高等学校費 | 29,246,839.111 |
| 7 | 特別支援学校費 | 12,214,647.397 |
| 8 | 社会教育費 | 2,025,765.867 |
| 9 | 保健体育費 | 566,358.454 |
| 10 | 大卒学費 | 2,495,965.514 |
| 11 | 大学事費 | 8,813,538.634 |
| 11 | 災害復旧費 | 4,297,635.799 |
| 1 | 農林水産施設災害復旧費 | 994,346.874 |
| 2 | 土木施設災害復旧費 | 3,263,425.412 |
| 4 | 学校施設等災害復旧費 | 39,863,513 |
| 12 | 公債費 | 114,987,809.780 |
| 1 | 公債費 | 114,987,809.780 |
| 13 | 諸支出金 | 84,975,173.730 |
| 1 | 地方消費税清算金 | 54,733,339.814 |
| 2 | 利子割交付金 | 447,498,000 |
| 3 | 配当割交付金 | 970,540,000 |
| 4 | 株式等譲渡所得割交付金 | 950,790,000 |
| 5 | 地方消費税交付金 | 26,442,571,000 |
| 6 | ゴルフ場利用税交付金 | 375,016,537 |
| 8 | 自動車取得税交付金 | 1,054,000,000 |
| 9 | 利子割精算金 | 1,418,379 |
| 14 | 子備費 | 0 |
| 1 | 子備費 | 0 |

| | |
|----------|-----------------|
| 歳出合計 | 694,170,148.081 |
| 歳入歳出差引残額 | 7,400,453.357 |
| 翌年度へ繰越 | 7,400,453.357 |

平成27年度山口県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

| | |
|-----------|-------------|
| 歳入 | 円 |
| 1 繰入金 | 44,796,000 |
| 1 他会計繰入金 | 44,796,000 |
| 2 繰越金 | 322,135,172 |
| 1 繰越金 | 322,135,172 |
| 3 諸収入 | 224,730,862 |
| 1 貸付金元利収入 | 223,222,053 |
| 2 雑収入 | 1,508,809 |
| 4 県債 | 60,000,000 |
| 1 県債 | 60,000,000 |
| 歳入合計 | 651,662,034 |

歳出

| | |
|--------------|-------------|
| 母子父子寡婦福祉資金 | 円 |
| 1 母子父子寡婦福祉資金 | 564,199,354 |
| 歳出合計 | 564,199,354 |
| 歳入歳出差引残額 | 87,462,680 |
| 翌年度へ繰越 | 87,462,680 |

平成27年度山口県中小企業近代化資金特別会計歳入歳出決算

| | |
|-----------|---------------|
| 繰入金 | 円 |
| 2 繰入金 | 73,872,838 |
| 1 他会計繰入金 | 73,872,838 |
| 3 繰越金 | 2,553,824,451 |
| 1 繰越金 | 2,553,824,451 |
| 4 諸収入 | 438,196,011 |
| 1 貸付金元利収入 | 437,392,958 |

| | | |
|---|------|---------------|
| 2 | 雑入 | 803,053 |
| 5 | 県債 | 59,706,000 |
| 1 | 県債 | 59,706,000 |
| | 歳入合計 | 3,125,599,300 |
| | 歳出 | 出 |

平成27年度山口県下関漁港地方卸売市場特別会計歳入歳出決算

| | | |
|---|-------------|---------------|
| 1 | 中小企業近代化資金 | 2,587,779,659 |
| 1 | 中小企業設備近代化資金 | 2,512,093,881 |
| 2 | 中小企業高度化資金 | 75,685,778 |
| | 歳出合計 | 2,587,779,659 |
| | 歳入歳出差引残額 | 537,819,641 |
| | 翌年度へ繰越 | 537,819,641 |
| | 円 | |
| 1 | 分担金及び負担金 | 29,750,148 |
| 1 | 負担金 | 29,750,148 |
| 2 | 使用料及び手数料 | 76,034,716 |
| 1 | 使用料 | 76,034,716 |
| 4 | 財産収入 | 4,490,832 |
| 1 | 財産運用収入 | 4,490,832 |
| 2 | 財産売却収入 | 0 |
| 5 | 繰入金 | 238,736,000 |
| 1 | 他会計繰入金 | 238,736,000 |
| 6 | 繰越金 | 5,652,363 |
| 1 | 繰越金 | 5,652,363 |
| 7 | 諸収入 | 46,190,999 |
| 1 | 延滞入金 | 0 |
| 3 | 雑収入 | 46,190,999 |
| | 歳入合計 | 400,855,058 |
| | 歳出 | 出 |
| 1 | 下関漁港地方卸売市場費 | 395,616,597 |
| | 円 | |

| | | |
|---|-----------|-------------|
| 2 | 市場管理費 | 395,616,597 |
| 3 | 水産加工団地整備費 | 0 |
| | 歳出合計 | 395,616,597 |
| | 歳入歳出差引残額 | 5,238,461 |
| | 翌年度へ繰越 | 5,238,461 |

平成27年度山口県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算

| | | |
|---|-------------|-------------|
| 3 | 繰越金 | 228,324,902 |
| 1 | 繰越金 | 228,324,902 |
| 4 | 諸収入 | 5,244,062 |
| 1 | 貸付金元利収入 | 5,185,000 |
| 2 | 雑収入 | 59,062 |
| | 歳入合計 | 233,568,964 |
| | 歳出 | 出 |
| | 円 | |
| 1 | 林業・木材産業改善資金 | 51,090,284 |
| 1 | 林業・木材産業改善資金 | 51,090,284 |
| | 歳出合計 | 51,090,284 |
| | 歳入歳出差引残額 | 182,478,680 |
| | 翌年度へ繰越 | 182,478,680 |
| | 円 | |
| 2 | 繰入金 | 100,000 |
| 1 | 他会計繰入金 | 100,000 |
| 3 | 繰越金 | 234,805,591 |
| 1 | 繰越金 | 234,805,591 |
| 4 | 諸収入 | 10,498,873 |
| 1 | 貸付金元利収入 | 10,115,000 |
| 2 | 雑収入 | 383,873 |
| | 歳入合計 | 245,404,464 |

平成27年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

| | | | | |
|---|----------|---------|-------------|---|
| 1 | 沿岸漁業改善資金 | 歳 出 | 3,600,000 | 円 |
| 1 | 沿岸漁業改善資金 | 歳 出 合 計 | 3,600,000 | |
| | 歳入歳出差引残額 | | 241,804,464 | |
| | 翌年度へ繰越 | | 241,804,464 | |

平成27年度山口県当せん金付証券発売事業特別会計歳入歳出決算

| | | | | |
|---|--------|-----|---------------|---|
| 1 | 事業収入 | 歳 入 | 4,315,843,807 | 円 |
| 1 | 事業収入 | 歳 入 | 4,315,843,807 | |
| 2 | 繰入金 | | 933,499 | |
| 1 | 他会計繰入金 | | 933,499 | |
| 3 | 繰越金 | | 90,739,765 | |
| 1 | 繰越金 | | 90,739,765 | |
| | 歳入合計 | | 4,407,517,071 | |

| | | | | |
|---|--------------|-----|---------------|---|
| 1 | 当せん金付証券発売事業費 | 歳 出 | 4,089,842,265 | 円 |
| 1 | 発売諸費 | | 933,499 | |
| 2 | 繰出金 | | 4,088,908,766 | |
| | 歳出合計 | | 4,089,842,265 | |
| | 歳入歳出差引残額 | | 317,674,806 | |
| | 翌年度へ繰越 | | 317,674,806 | |

平成27年度山口県収入証券特別会計歳入歳出決算

| | | | | |
|---|------|-----|---------------|---|
| 1 | 証券収入 | 歳 入 | 4,418,094,290 | 円 |
| 1 | 証券収入 | 歳 入 | 4,418,094,290 | |
| 2 | 繰越金 | | 381,007,064 | |
| 1 | 繰越金 | | 381,007,064 | |

| | | | | |
|---|----------|-----|---------------|---|
| | 歳入合計 | 歳 出 | 4,799,101,354 | |
| 1 | 繰出金 | | 4,442,234,636 | 円 |
| 1 | 繰出金 | | 4,442,234,636 | |
| | 歳出合計 | | 4,442,234,636 | |
| | 歳入歳出差引残額 | | 356,866,718 | |
| | 翌年度へ繰越 | | 356,866,718 | |

平成27年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

| | | | | |
|---|--------|-----|-------------|---|
| 1 | 財産収入 | 歳 入 | 253,056,288 | 円 |
| 1 | 財産運用収入 | | 1,463,873 | |
| 2 | 財産売却収入 | | 251,592,415 | |
| 4 | 繰越金 | | 40,810,878 | |
| 1 | 繰越金 | | 40,810,878 | |
| | 歳入合計 | | 293,867,166 | |

| | | | | |
|---|-----------|-----|-------------|---|
| 1 | 土地取得事業費 | 歳 出 | 253,027,398 | 円 |
| 1 | 土地取得基金管理費 | | 28,537 | |
| 3 | 産業団地管理費 | | 251,266,933 | |
| 4 | 分譲宅地管理費 | | 1,731,928 | |
| | 歳出合計 | | 253,027,398 | |
| | 歳入歳出差引残額 | | 40,839,768 | |
| | 翌年度へ繰越 | | 40,839,768 | |

平成27年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

| | | | | |
|---|----------|-----|-------------|---|
| 1 | 分担金及び負担金 | 歳 入 | 899,302,972 | 円 |
| 1 | 負担金 | | 899,302,972 | |
| 2 | 国庫支出金 | | 379,390,319 | |

| | | | |
|---|----------|--|-------------------------|
| 2 | 国庫補助金 | | 379,390,319 |
| 3 | 繰入金 | | 196,867,388 |
| 3 | 繰入金 | | 196,867,388 |
| 4 | 諸収入 | | 805,418 |
| 2 | 雑収入 | | 805,418 |
| 5 | 県債 | | 255,700,000 |
| 1 | 県債 | | 255,700,000 |
| 7 | 繰越金 | | 44,700,000 |
| 1 | 繰越金 | | 44,700,000 |
| 8 | 使用料及び手数料 | | 20,128 |
| 1 | 使用料 | | 20,128 |
| | 歳入合計 | | 1,776,786,225 |
| | 歳入 | | 出 |
| | | | 円 |
| 1 | 流域下水道事業費 | | 1,739,386,225 |
| 1 | 流域下水道費 | | 1,739,386,225 |
| | 歳出合計 | | 1,739,386,225 |
| | 歳入歳出差引残額 | | 37,400,000 |
| | 翌年度へ繰越 | | 37,400,000 |
| | | | 円 |
| | | | 平成27年度山口県公債管理特別会計歳入歳出決算 |
| | | | 歳 |
| | | | 入 |
| | | | 円 |
| 1 | 繰入金 | | 114,906,674,240 |
| 1 | 他会計繰入金 | | 114,906,674,240 |
| 2 | 県債 | | 36,558,000,000 |
| 1 | 県債 | | 36,558,000,000 |
| | 歳入合計 | | 151,464,674,240 |
| | 歳入 | | 出 |
| | | | 円 |
| 1 | 公債費 | | 151,464,674,240 |
| 1 | 公債費 | | 151,464,674,240 |
| | 歳出合計 | | 151,464,674,240 |
| | 歳入歳出差引残額 | | 0 |

翌年度へ繰越

0

平成27年度山口県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

| | | | |
|---|----------|--|-------------------------------------|
| 1 | 使用料及び手数料 | | 1,405,295,334 |
| 1 | 使用料 | | 1,405,295,334 |
| 2 | 寄付金 | | 700,559,182 |
| 1 | 寄付金 | | 700,559,182 |
| 3 | 繰越金 | | 289,492,587 |
| 1 | 繰越金 | | 289,492,587 |
| 4 | 諸収入 | | 112,144,654 |
| 1 | 雑収入 | | 112,144,654 |
| 5 | 県債 | | 864,300,000 |
| 1 | 県債 | | 864,300,000 |
| 6 | 財産収入 | | 626,500,000 |
| 1 | 財産売却収入 | | 626,500,000 |
| | 歳入合計 | | 3,998,291,757 |
| | 歳入 | | 出 |
| | | | 円 |
| | | | 平成27年度山口県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 |
| | | | 歳 |
| | | | 入 |
| | | | 円 |
| 1 | 港湾整備事業費 | | 3,482,146,229 |
| 1 | 港湾費 | | 3,482,146,229 |
| | 歳出合計 | | 3,482,146,229 |
| | 歳入歳出差引残額 | | 516,145,528 |
| | 翌年度へ繰越 | | 516,145,528 |
| | | | 円 |
| | | | 平成27年度山口県地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計歳入歳出決算 |
| | | | 歳 |
| | | | 入 |
| | | | 円 |
| 1 | 分担金及び負担金 | | 476,072,708 |
| 1 | 負担金 | | 476,072,708 |
| 2 | 諸収入 | | 739,936,006 |
| 1 | 貸付金元利収入 | | 739,936,006 |
| 3 | 県債 | | 630,900,000 |



山口県選挙管理委員会告示第百十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

海 区 名 三分の一の数

山口県日本海海区 一、三一一

山口県瀬戸内海海区 一、五九〇

1 県 入 合 計 630,900,000
歳 入 合 計 1,846,908,714

歳 出

1 県立病院機構費 1,846,908,714 円

1 県立病院機構費 1,846,908,714

歳 出 合 計 1,846,908,714

歳入歳出差引残額 0

翌年度へ繰越 0

平成27年度山口県就農支援資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

2 繰 入 金 280,000 円

1 他会計繰入金 280,000

3 繰 越 金 86,492,955

1 繰 越 金 86,492,955

4 諸 収 入 27,425,781

1 貸付金元利収入 26,866,985

2 雑 入 558,796

5 県 債 0

1 県 債 0

歳 入 合 計 114,198,736

歳 出

1 就農支援資金 28,881,000 円

1 就農支援資金 28,881,000

歳 出 合 計 28,881,000

歳入歳出差引残額 85,317,736

翌年度へ繰越 85,317,736

平成二十八年十二月二十日
印刷發行

發行人所

山口縣知事